

京 丹 後 市
循環型社会形成推進地域計画

令和 2 年 11 月 20 日作成

(令和 4 年 12 月改定)

(令和 5 年 1 月 改定)

京 丹 後 市

< 目 次 >

1	京丹後市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再生利用の推進	7
(2)	処理体制	9
(3)	処理施設等の整備	11
(4)	施設整備に関する計画支援事業	12
(5)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13

【添付資料】

様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	添付-1
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	添付-4
参考資料様式 5	施設概要（最終処分場系）	添付-5
参考資料様式 6	施設概要（し尿処理施設系）	添付-6
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）（浄化槽設置整備事業のみ）	添付-7
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）（公共浄化槽等整備推進事業のみ）	添付-8
参考資料様式 8	計画支援概要	添付-9

（その他参考資料として以下の図を添付）

参考図①	：人口・ごみ量・リサイクル率等の推移	添付-11
参考図②	：対象地域	添付-14
参考図③	：既存施設等の位置	添付-15
参考図④	：現有処理施設の概要	添付-16
参考図⑤	：生活排水処理計画図	添付-18
参考図⑥	：廃棄物処理施設所在地域のハザードマップ	添付-19

1 京丹後市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	京丹後市
面積	501.44 km ²
人口	54,007 人 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

(2) 計画期間

本計画は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

京丹後市（以下、「本市」という。）は、京都府の北部、丹後半島に位置し、東西約 35km、南北約 30km の広がりを持ち、501.44km²という広大な面積を有する地域である。

本市の主要産業としては、農林水産業をはじめとし、繊維・衣服製造業、機械金属製品・一般機械・輸送機械製造業が挙げられるが、現在は第 3 次産業従事者が過半数を占めていることから、事業系一般廃棄物についてその排出実態の把握に努め、その減量化指導の推進を図ることとする。一方、家庭系一般廃棄物については紙・布等のほか、容器包装プラスチックの排出が多く、ごみの高カロリー化が進行しており焼却処理施設の負担となっているため、分別品目の追加検討と併せ、廃棄物リサイクルや分別収集について一層の取組を推進することとする。これらのことは、令和 2 年 3 月に策定の「京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次・中期）」に明記しており、本計画において、再生利用率の向上に向けた取り組みとして、主要 3 施策「外部処理向け分別」「紙ごみの分別」「告示産廃の受入廃止」を掲げており、将来的には「再生利用率 27.6%」を目標として掲げている。

最終処分について、本市ではこれまで「京丹後市一般廃棄物処理基本計画（第 2 次・中期）」等に基づき、『最終処分量の発生抑制』及び『峰山クリーンセンターにおけるごみの適正処理』を行うことにより、最終処分量の低減を図ってきたが、本市が有する 4 か所の最終処分場（「峰山最終処分場」、「大宮最終処分場」、「網野最終処分場」及び「久美浜最終処分場」）すべてにおいて残余容量がひっ迫してきたため、このたび新たな最終処分場を整備することとし候補地選定を行った。そうした状況に鑑み、本市では、新最終処分場整備事業に係る基本設計、環境影響調査を行うとともに、実施設計・地質調査、新最終処分場施設整備を行う。

し尿処理について、本市ではし尿処理施設を 3 施設（網野衛生センター、竹野川衛生センター、久美浜衛生センター）を所有しており、竹野川衛生センターについては、稼働後 23 年が経過し、設備等が老朽化してきており、安定したし尿処理を継続していくため、延命化対策として、基幹的設備改良を実施する。また、令和 9 年度には施設の集約化を目的として網

野衛生センターを統廃合する計画である。

生活排水について、人口密集地においては、下水道への接続を進め、家屋が分散している地区等については、戸別に合併処理浄化槽の設置を推進する。また、単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

(4) ごみ処理の広域化・集約化の検討状況

京都府では、平成11年3月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定している。同計画では、府内を7ブロックに分けて施設の集約化を図り、ダイオキシン類の排出量の抑制及びごみ処理の広域化を目指している。同計画で本市は丹後ブロックに位置づけられ、構成市町（峰山ブロック：峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町、宮津ブロック：宮津市、伊根町、加悦町、岩滝町、野田川町）によりごみ処理の広域化に向けて協議を重ねたが、その結果、峰山ブロック及び宮津ブロックのそれぞれにおいてごみ処理の広域化を進めることとなった。

本計画では、本市が有する峰山ブロックの4か所の最終処分場（「峰山最終処分場」、「大宮最終処分場」、「網野最終処分場」及び「久美浜最終処分場」）を集約し、適正な最終処分場を計画的かつ効率的に利用していくこととしている。

峰山ブロックの6町はそれまで4施設で行っていたごみ処理体制を見直し、平成14年4月からはクリーンセンターを活用した広域的なごみ処理を開始。その後、平成16年4月に6町が合併し、現在に至るまで市域全体のごみを効率的に処理している。

その後、平成21～23年度に、宮津市、伊根町、与謝野町及び本市により「丹後地区ごみ広域処理研究会」を立ち上げ広域処理施設の新設について研究を進めた。その結果、建設予定地が未定である中での判断が難しく、更に宮津与謝では施設の稼働期限を過ぎており、以後の協議を重ねる時間的余裕がないことから、引き続き別々の枠組みで処理を行うこととなった。その後、本市では、クリーンセンターの稼働期間の延長について地元区の合意を得たことにより、本施設を有効活用するため「循環型社会形成推進地域計画」の策定に着手した。

今後、災害時に一時的に多量発生する廃棄物の処理については、災害廃棄物処理計画を策定し、周辺地域との連携を図り、広域的な処理体制を確保する。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本市では、プラスチック資源の分別収集及び再商品化について、市域内で発生したペットボトル、プラスチック製容器包装類を収集し、峰山クリーンセンターリサイクルプラザに搬入しており、搬入したペットボトル、プラスチック製容器包装類はそれぞれ、異物除去後に圧縮梱包し（公財）日本容器包装リサイクル協会の再商品化事業者へ引き渡している。

ペットボトル、プラスチック製容器包装類は、今後も現状通り、分別収集・再資源化を継続する。プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、焼却処理を行いつつ、コストや環境への影響、全部過疎地域という本市の事情、財政状況等を踏まえながら、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期等について検討を行うものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 22,582 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,306 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))は約 19.1%である。

中間処理による減量化量は 12,884 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 63.2%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 26.4%に当たる 5,392 トンが埋立処分となっている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 16,080 トンである。

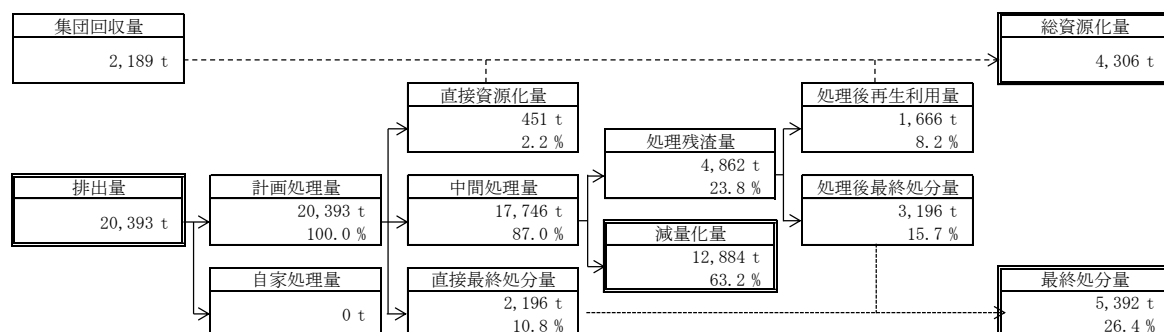


図1 一般廃棄物の処理状況フロー (令和元年度)

注) 各量の割合は、計画処理量に対する割合としているため前後で合計が合わない場合がある。

(2) 生活排水の処理の現状

令和元年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 54,007 人であり、汚水衛生処理人口（令和2年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は 32,134 人、汚水衛生処理率は 59.5% である。

し尿発生量は 23,282k1/年、浄化槽汚泥発生量は 12,116k1/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 35,398k1/年である。

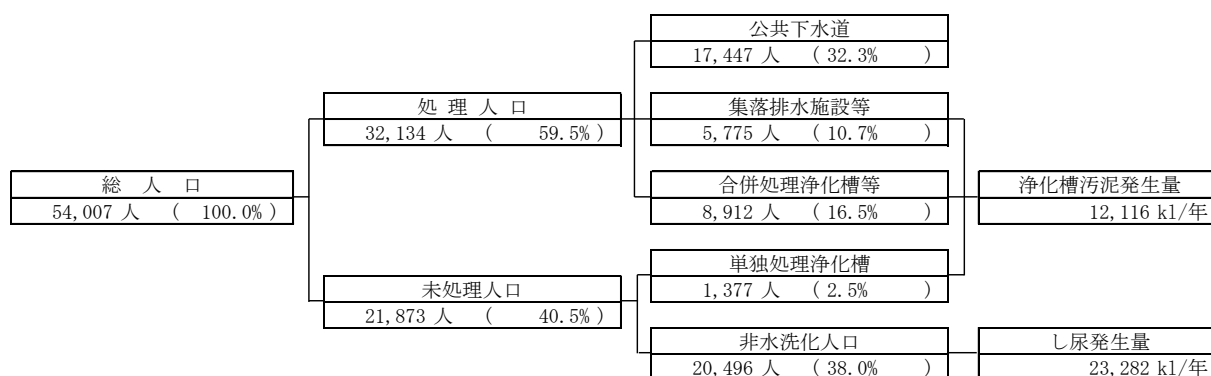


図2 生活排水の処理状況フロー（令和元年度）

注) 各人口の割合は、総人口に対する割合としているため前後で合計が合わない場合がある。

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指すものとし、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状 (割合 ^{※1}) (令和元年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和8年度)
排出量	事業系 総排出量	7,707 トン	7,574 トン (-1.7%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.79 トン/事業所	1.76 トン/事業所 (-1.7%)
	生活系 総排出量	12,686 トン	11,161 トン (-12.0%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	224 kg/人	220 kg/人 (-1.8%)
合計	事業系生活系排出量合計	20,393 トン	18,735 トン (-8.1%)
再生利用量	直接資源化量	451 トン (2.2%)	422 トン (2.3%)
	総資源化量	4,306 トン (19.1%)	4,179 トン (20.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	- MWh	- MWh
減量化量	中間処理による減量化量	12,884 トン (63.2%)	12,253 トン (65.4%)
最終処分量	埋立最終処分量	5,392 トン (26.4%)	4,492 トン (24.0%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

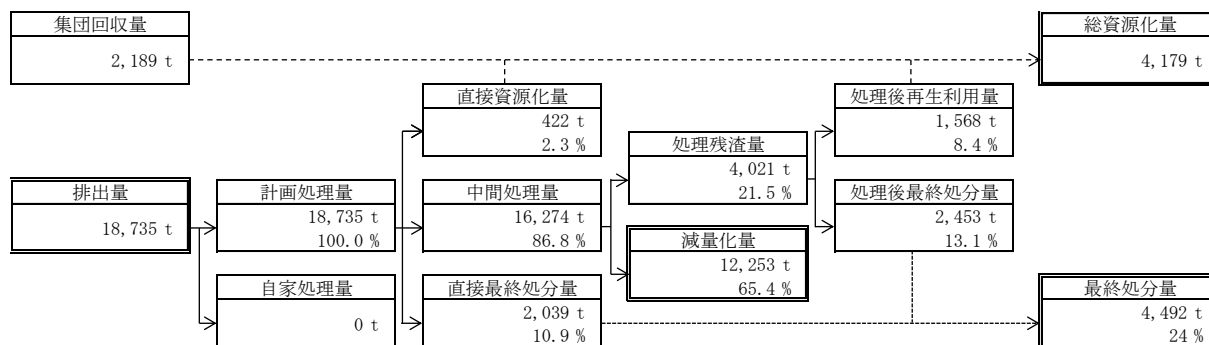


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和8年度)

注) 四捨五入の関係で%の計が100%を超える場合がある。

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備を進めるとともに、集合処理に適さない地域は合併処理浄化槽による個別処理区域として整備を進める。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		令和元年度実績		令和8年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	17,447 人	(32.3%)	22,123 人	(47.5%)
	集落排水施設等	5,775 人	(10.7%)	4,184 人	(9.0%)
	合併処理浄化槽等	8,912 人	(16.5%)	9,713 人	(20.9%)
	未処理人口	21,873 人	(40.5%)	10,520 人	(22.6%)
	合計	54,007 人		46,540 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	23,282 キロリットル		17,119 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	12,116 キロリットル		13,213 キロリットル	
	合計	35,398 キロリットル		30,332 キロリットル	

注) 各人口の割合は、総人口に対する割合としているため前後で合計が合わない場合がある。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再生利用の推進

ア ごみの有料化

本市では、指定ごみ袋の購入代金としてごみ処理手数料を徴収している。(令和元年 10 月改定した。)

手数料の額は、可燃ごみの場合、指定ごみ袋大(450相当)が 45 円/枚、小(300相当)が 30 円/枚、ミニ(200相当)が 20 円/枚である。また、不燃ごみの場合、大(450相当)が 45 円/枚、小(300相当)が 30 円/枚である。

直接搬入ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみと粗大ごみ)は、本市が収集する場合と同様、指定ごみ袋の購入代金が処理手数料となる。そのため、指定ごみ袋に入れて施設へ持ち込めば、処理手数料は必要ないが、指定ごみ袋以外での持ち込みの際は、最初の 20kg まで 220 円、10kg 超過ごとに 110 円の手数料を徴収している。

イ 環境教育、普及啓発

本市は、市広報誌やホームページを活用した定期的な情報発信、職員まちづくり出前講座や施設見学などの様々な機会を活用した環境教育活動を積極的に推進し、市民、事業者に対して量・質共に訴求力のある 4R(リフューズ+3R)啓発事業を継続する。

ウ 分別収集品目の拡大

本市では、現在、分別対象として挙げていない古着等の繊維系、小型金属、硬質廃プラスチック類について新たに分別品目とすることを検討し、より一層の再生利用率向上を目指す。

エ 集団回収量増加の促進

本市では、古紙類については集団回収量に応じた助成を実施している。今後、雑がみの分別回収を促進することを目的に、助成金額や回収方法等について見直しを図るものとする。

オ 資源化活動の支援

本市では、廃食用油は回収団体に出して回収を行う。

カ 家電リサイクル(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)の推進

本市では、家電リサイクル法対象品の排出時には、排出者自身が家電販売店等に引取りを依頼することとする。

キ 廃 FRP 船のリサイクル

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の広域認定制度の対象品目に、廃 FRP 船が新たに追加され、社団法人日本舟艇工業会が廃 FRP 船のリサイクルを実施している。

ク パソコンのリサイクル

資源有効促進法により、使用済みの家庭用パソコンは製造メーカーなどが回収・リサイクルしている。

ケ 充電式電池（小型二次電池）の回収・リサイクル

資源有効利用促進法により平成 13 年 4 月から、充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池など）は、メーカー等により再資源化することが義務付けられている。

コ 食品ロスポータルサイト「食べものを捨てない社会へ」

食品ロスの削減を推進する。

タ 「雑がみ分別お試し袋」の配布

本市では、雑がみの分別排出を推進する。

チ プラスチック製買物（レジ袋）有料化

令和 2 年 7 月 1 日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化がスタートした。プラスチックの過剰な使用の抑制を促進する。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

現在、本市のごみ分別は、可燃ごみ（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ）、資源ごみ（空きカン、空きビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、発泡スチロール、古紙類、小型廃家電）、有害ごみ、不燃ごみ（不燃ごみ、不燃性粗大ごみ）の4区分である。

平成30年度には、家庭系食品残渣の分別収集の終了を受け、紙ごみの分別、食品ロス削減推進等により、再生利用率の向上ならびに焼却処理量及び最終処分量の削減を図っていく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、排出者が市の処理施設に排出しようとする際は、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業者自ら運搬することになっている。ただし、市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託することは可能である。

本市は、事業系ごみの排出実態の把握に努め、多量排出事業者に対する減量化指導を推進していく。

ウ 生活排水処理の現状と今後

本市における河川・海域の公共用水質の水質汚染の要因は、家庭からの「生活排水」によるものと、事業活動に伴う「産業排水」に分けられ、その産業排水には本市の地域的特徴である農業由来の排水である農薬や施肥管理の不十分なリンや窒素、代掻き後の濁水なども含まれている。このようなことから生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、河川や湖沼などの水辺が市民生活のうるおいの場としての役割を取り戻すことを目指す。

また、生活排水対策の基本方針として、人口密集地においては、下水道への接続を進め、家屋が分散している地区等については、戸別に合併処理浄化槽の設置を推進する。そして、単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の適正処理を進めるため、合併処理浄化槽等への転換を促進する。

し尿、浄化槽汚泥の処理については、引き続きし尿処理施設での処理を行い、竹野川衛生センターについて、長期的な継続使用およびCO₂排出量削減を目的とし、基幹的設備改良事業を実施し、施設の長寿命化を図る。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇ 雑がみの分別など、新たな品目の分別に積極的に取り組み、再生利用率の向上、焼却処理量及び最終処分量の抑制を図る。
- ◇ 本市は、事業系ごみの排出実態の把握に努め、多量排出事業者に対し、減量化指導を推進していく。
- ◇ し尿処理施設について、ストックマネジメントの考え方に基づいた施設の長寿命化及びCO₂排出量削減を目的として、基幹的設備改良工事を実施する。

表3 一般廃棄物の分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (令和元年度)			今後 (令和8年度)			
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	京丹後市 峰山クリーンセンター	可燃ごみ	焼却	京丹後市 峰山クリーンセンター	
			可燃性粗大ごみ (直接持込)			14,706
資源ごみ	リサイクル	京丹後市 峰山クリーンセンター リサイクルプラザ	空きカン	リサイクル	京丹後市 峰山クリーンセンター リサイクルプラザ	
			空きビン			813
			ペットボトル			
			プラスチック製 容器包装			
			発泡スチロール (直接持込)			
			古紙類			
			小型廃家電			
			有害ごみ			
626						
不燃ごみ	埋立	峰山最終処分場 大宮最終処分場 網野最終処分場 久美浜最終処分場	不燃ごみ	埋立	新最終処分場	
			不燃性粗大ごみ (直接持込)			2,590



(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

(2) の処理体制で処理を行うため、表4のとおり、必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
1	最終処分場	(仮称) 新最終処分場施設整備工事	約140,000 m ³	京丹後市網野町三津383番地 (京丹後市所有地)	R5~R7	—
2	し尿処理施設 竹野川衛生センター	竹野川衛生センター基幹的設備改良事業	70kL/日	京丹後市弥栄町和田野38番地の1 (京丹後市所有地)	R6~R7	—

※現有処理施設の概要は添付資料のとおり

(整備理由)

<事業番号1>

本市が有する4か所の最終処分場のうち、埋立率90%超1か所、80%超1か所、ほか2か所においても概ね70%程度の埋立率にあり残余容量がひっ迫しつつあるため、市内最終処分における体制の維持・強化に向けて(仮称)新最終処分場施設整備工事を実施する。

<事業番号2>

既存し尿処理施設の長寿命化、二酸化炭素排出量の削減

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) 令和元年度	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	944	50	172	R3~R7	—
公共浄化槽等整備推進事業	1,532	340	1,101	R3~R7	—
その他地方単独事業	4	0	0		
合計	2,480	390	1,273		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) のアの施設整備に先立ち、令和3年度～6年度に表6に示す計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	(仮称) 新最終処分場整備事業(事業番号1)に係る基本設計等調査事業	基本設計、測量・地質調査等	R3
1	(仮称) 新最終処分場整備事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R3～R4
1	(仮称) 新最終処分場整備事業(事業番号1)に係る実施設計等事業	実施設計	R4
2	竹野川衛生センター基幹的設備改良事業(事業番号2)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R5～R6
2	竹野川衛生センター基幹的設備改良事業(事業番号2)に係る発注支援事業	発注仕様書作成等	R5

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 小型廃家電のリサイクルに関する普及啓発

本市では、平成25年11月～翌年2月実施の「環境省・実証事業」を契機に平成26年3月以降、市各庁舎、図書館・地域公民館、廃棄物処理施設に小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収を行っている。当初の目標量を上回るペースで回収できていることから当面は継続して行うこととし、回収量の推移を検証しつつ、必要に応じて無料回収及び拠点回収について回収形態を再検討する。

イ 不法投棄対策

京都府における不法投棄等特別対策と連動し、不法投棄等撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、市民・事業者に対する啓発、違法行為の情報収集・分析、監視パトロールの強化、行為の中止・改善指導などを強めるとともに、市民・事業者・行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す。また、各種団体等が行うボランティア回収等へも、用具の貸出し、受入施設の臨時開設等、積極的に支援を行う。

ウ 災害時の廃棄物処理

近年、気候変動や異常気象等が原因と考えられる突発的な集中豪雨や巨大化した台風等が頻発している。災害発生時には、本市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時的な多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣

市町村との共同処理体制の確立に努め、災害廃棄物処理基本計画の策定及び各種協定の締結等、体制整備を進める。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果をホームページ等において公表する。

また、必要に応じて、国及び府と協議しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料

様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	添付-1
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	添付-4
参考資料様式 5	施設概要（最終処分場系）	添付-5
参考資料様式 6	施設概要（し尿処理施設系）	添付-6
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）（浄化槽設置整備事業のみ）	添付-7
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）（公共浄化槽等整備推進事業のみ）	添付-7
参考資料様式 8	計画支援概要	添付-9
（その他参考資料として以下の図を添付）		
参考図①	人口・ごみ量・リサイクル率等の推移	添付-11
参考図②	対象地域	添付-14
参考図③	既存施設等の位置	添付-15
参考図④	現有処理施設の概要	添付-16
参考図⑤	生活排水処理計画図	添付-18
参考図⑥	廃棄物処理施設所在地域のハザードマップ	添付-19

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	京都府 京丹後市	(2) 地域内人口	54,007人	(3) 地域面積	501.44km ²
(4) 構成市町村等名	京丹後市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立（予定）年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	9,437	8,905	10,394	9,475	7,707	7,574 （ R1比 -1.7% ）
	1 事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.01	1.89	2.23	2.03	1.79	1.76 （ R1比 -1.7% ）
	生活系 総排出量（トン）	13,366	13,145	13,405	12,584	12,686	11,161 （ R1比 -12.0% ）
	1 人当たりの排出量（kg/人）	224	222	232	220	224	220 （ R1比 -1.8% ）
合計	事業系生活系の排出量合計（トン）	22,803	22,050	23,799	22,059	20,393	18,735 （ R1比 -8.1% ）
再生利用量	直接資源化量（トン）	423 （ 1.9% ）	400 （ 1.8% ）	600 （ 2.5% ）	398 （ 1.8% ）	451 （ 2.2% ）	422 （ 2.3% ）
	総資源化量（トン）	4,413 （ 17.4% ）	3,985 （ 16.4% ）	4,044 （ 15.5% ）	5,545 （ 22.8% ）	4,306 （ 19.1% ）	4,179 （ 20.0% ）
エネルギー回収量	（年間の発電電力量 MWh）	-	-	-	-	-	-
	（年間の熱利用量 GJ）	-	-	-	-	-	-
減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	14,755 （ 64.7% ）	14,468 （ 65.6% ）	14,646 （ 61.5% ）	13,381 （ 60.7% ）	12,884 （ 63.2% ）	12,253 （ 65.3% ）
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	6,171 （ 27.1% ）	5,850 （ 26.5% ）	7,351 （ 30.9% ）	5,369 （ 24.3% ）	5,392 （ 26.4% ）	4,492 （ 24.0% ）

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

本地域計画は、京丹後市が策定している一般廃棄物処理基本計画の将来目標値算定時と分別方法に一部変更が生じている。従って、本地域計画の将来目標値は、現状の一般廃棄物処理基本計画及び実績数値から将来数値の見直しを行っている。

3 (1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は 休止(予定) 年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
焼却施設	峰山クリーンセンター	京丹後市	全連続焼式 ストーカ炉	63t/日	H9.3	R14.3 廃止予定	R14.3 廃止予定	(浸水想定区域外)	R2.4(更新)
リサイクルセンター	峰山クリーンセンター リサイクルプラザ		選別・圧縮・ 圧縮梱包・ 減容・分別	6.7t/日	H7.3	R14.3 廃止予定	R14.3 廃止予定	(浸水想定区域外)	
し尿処理施設	網野衛生センター		低希釈二段階 活性汚泥処理方式	36kL/日	S62.3	未定	未定	(浸水想定区域外)	(浸水深0.5~1.0m未満)施設は電気室及び中央制御室を2階に配置している。施設が浸水して処理できなくなった場合は、下水道処理施設並びに協定に基づく他自治体及び民間事業者で処理を委託する。
	竹野川衛生センター		標準脱窒素処理方式	70kL/日	H11.3	未定		(浸水想定区域外)	
	久美浜衛生センター		前処理+下水道投入	25kL/日	H1.3	未定		(浸水想定区域外)	
最終処分場	京丹後市峰山最終処分場		セル方式	43,000m ³	H13.3	R5.3	未定	(浸水想定区域外)	
	京丹後市大宮最終処分場		セル方式	86,300m ³	S58.3	R5.3		(浸水想定区域外)	
	京丹後市網野最終処分場		セル方式	75,000m ³	H14.3	R3.3		(浸水想定区域外)	
	京丹後市久美浜最終処分場		セル方式	24,800m ³	H17.3	R8.3		(浸水想定区域外)	

(2) 更新(改良)・新施設解体リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定年月	更新(改良) ・新設理由	廃焼却施設の解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック 再商品化を実施 するための 施設整備事業	備考
最終処分場	(仮称)京丹後市 新最終処分場	京丹後市	セル方式	140,000m ³	R8.3	既存最終処分場の 残余容量のひっ迫	—	—	(浸水想定区域外)	—	
し尿処理施設	竹野川衛生センター	京丹後市	標準脱窒素処理方式 ⇒膜分離高負荷脱窒素処理 方式へ改造	70kL/日	R8.3	施設の延命化及びCO ₂ 排出量削減のための 基幹的設備改良	—	—	(浸水深0.5~1.0m未満) 施設は電気室及び中央制御 室を2階に配置している。 施設が浸水して処理できな くなった場合は、下水道処 理施設並びに協定に基づ く他自治体及び民間事業者 で処理を委託する。	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和8年度
総人口	(H27から外国人を含む)	57,287	56,337	55,502	54,688	54,007	46,540
公共下水道	汚水衛生処理人口	14,607	15,331	16,243	16,839	17,447	22,123
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	25.5%	27.2%	29.3%	30.8%	32.3%	47.5%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	5,999	5,972	5,889	5,806	5,775	4,184
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	10.5%	10.6%	10.6%	10.6%	10.7%	9.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	9,298	9,272	8,881	8,876	8,912	9,713
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	16.2%	16.5%	16.0%	16.2%	16.5%	20.9%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	27,383	25,762	24,489	23,167	21,873	10,520

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	京丹後市	736	2,479	H元.7	50	172	R8	
公共浄化槽等整備推進事業	京丹後市	1,536	4,136	H15.4	340	1,101	R8	

※現有施設の基数及び処理人口の数値は令和元年度の数値としている。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 (令和 3 年度)

事業種別	事業番号 ※ 1	事業主体 名称 ※ 2	規模		事業期間 交付期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考		
			単位	開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度				
○ 最終処分場に関する事業																			
	1	京丹後市	約16,500	m ²	R5	R7	7,546,335	0	0	327,162	3,401,507	3,817,666	6,397,032	0	0	305,717	3,225,287	2,866,028	交付率 : 1/3
○ し尿処理に関する事業																			
	2	京丹後市	70	kl/日	R6	R7	2,409,000	0	0	0	722,700	1,686,300	1,213,507	0	0	0	364,052	849,455	交付率 : 1/3
○ 浄化槽に関する事業																			
		京丹後市			R3	R7	20,420	5,404	5,404	3,204	3,204	3,204	20,420	5,404	5,404	3,204	3,204	3,204	交付率 : 1/3
		京丹後市			R3	R7	679,567	145,941	140,941	130,895	130,895	130,895	397,663	89,984	86,984	73,565	73,565	73,565	交付率 : 1/2、1/3
○ 施設整備に関する計画支援事業																			
	1	京丹後市	-	-	R3	R4	141,084	52,807	88,277	0	0	0	125,112	52,807	72,305	0	0	0	交付率 : 1/3
	2	京丹後市	-	-	R5	R6	34,144	0	0	24,365	9,779	0	34,144	0	0	24,365	9,779	0	交付率 : 1/3
合計							10,830,550	204,152	234,622	485,626	4,268,085	5,638,065	8,187,878	148,195	164,693	406,851	3,675,887	3,792,252	

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京丹後市		
(2) 施設名称	(仮称) 京丹後市新最終処分場		
(3) 工期 ※1	令和5年度 ～ 令和7年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 約100,000m ²	埋立面積 約16,500m ²	埋立容積 140,000m ³
(5) 処分開始年月 及び終了年度	埋立開始 令和8年度 埋立終了 令和22年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物最終処分場 災害発生時における災害廃棄物及び海岸漂着物等の一時仮置場（ヤード）		
(8) 廃焼却施設解体工 事の有無	有	無	
(9) 事業計画額 ※1	7,546,335千円 うち、交付対象事業費 6,397,032千円		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京丹後市
(2) 施設名称	竹野川衛生センター
(3) 工期 ※1	令和6年度 ～ 令和7年度
(4) 施設規模	処理能力 70kL/日
(5) 形式及び処理方式	標準脱窒素処理方式 ⇒膜分離高負荷脱窒素処理方式へ改造
(6) 地域計画内の役割 ※2	基幹的設備改良事業による施設の長寿命化 二酸化炭素排出量の削減 (二酸化炭素削減率：約16.8%)
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	
(9) 資源化物の利用計画	

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	
(11) 計画地域の性格	

(12) 総事業計画額 ※1	2,409,000千円 うち、交付対象事業費 1,213,507千円
----------------	---------------------------------------

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 し尿処理施設の基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。
また、汚泥再生処理センターを整備する場合は、し尿・浄化槽汚泥と併せて処理する生ごみ等の有機性廃棄物が何であるかを記載すること。

施設概要（浄化槽系）（浄化槽設置整備事業のみ）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京丹後市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	環境保全を視野に据え、水環境の保全・回復と水資源の循環利用の推進を目的とする。このことから生活排水の適正処理対策を推進し、清らかな水環境と将来への恵み豊かな環境の継承を目指す。
(4) 事業期間	令和3年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽処理促進区域のうち公共浄化槽等整備推進事業区域を除く区域。または、公共下水道予定区域内ではあるが、事業計画区域外となる区域。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 20,420千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	35 基 (110人分)	13,118 千円	13,118 千円	13,118 千円
6～7人槽	11 基 (40人分)	4,950 千円	4,950 千円	4,950 千円
8～10人槽	4 基 (22人分)	2,352 千円	2,352 千円	2,352 千円
11～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)	千円	千円	千円
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	50 基 (172人分)	20,420 千円	20,420 千円	20,420 千円

施設概要（浄化槽系）（公共浄化槽等整備推進事業のみ）

都道府県名 _____ 京都府

(1) 事業主体名	京丹後市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	環境保全を視野に据え、水環境の保全・回復と水資源の循環利用の推進を目的とする。このことから生活排水の適正処理対策を推進し、清らかな水環境と将来への恵み豊かな環境の継承を目指す。
(4) 事業期間	令和3年度～令和7年度
(5) 事業対象地域の要件	公共浄化槽等整備推進事業区域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 397,663千円 うち (以下の事業を実施する場合) ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 394,663千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	145 基 (406人分)	136,782 千円	230,960 千円	136,782 千円
6～7人槽	168 基 (538人分)	194,586 千円	341,580 千円	194,586 千円
8～10人槽	15 基 (73人分)	23,072 千円	37,806 千円	23,072 千円
11～15人槽	12 基 (84人分)	26,880 千円	48,378 千円	26,880 千円
16～20人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
21～25人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
26～30人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
31～40人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
41～50人槽	基 (人分)	千円	千円	千円
51人槽以上	基 (人分)	千円	千円	千円
共同浄化槽	人槽 基 (人分)	千円	千円	千円
	人槽 基 (人分)	千円	千円	千円
	人槽 基 (人分)	千円	千円	千円
事務費		13,343 千円	15,843 千円	13,343 千円
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費	千円	千円	千円
	調査費	3,000 千円	5,000 千円	3,000 千円
	計画策定等調査費	千円	千円	千円
合計	340 基 (1,101人分)	397,663 千円	679,567 千円	397,663 千円

計画支援概要

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	京丹後市		
(2) 事業目的	し尿処理施設の基幹的設備改良事業のため		
(3) 事業名称	竹野川衛生センター基幹的設備改良事業（事業番号2）に係る生活環境影響調査事業	竹野川衛生センター基幹的設備改良事業（事業番号2）に係る発注支援事業	
(4) 事業期間 ※1	令和5年度～令和6年度	令和5年度	
(5) 事業概要	生活環境影響調査	発注仕様書作成等	
(6) 事業計画額 ※1	21,879千円 うち、交付対象事業費 21,879千円	12,265千円 うち、交付対象事業費 12,265千円	

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

■参考図①：人口・ごみ量・リサイクル率等の推移

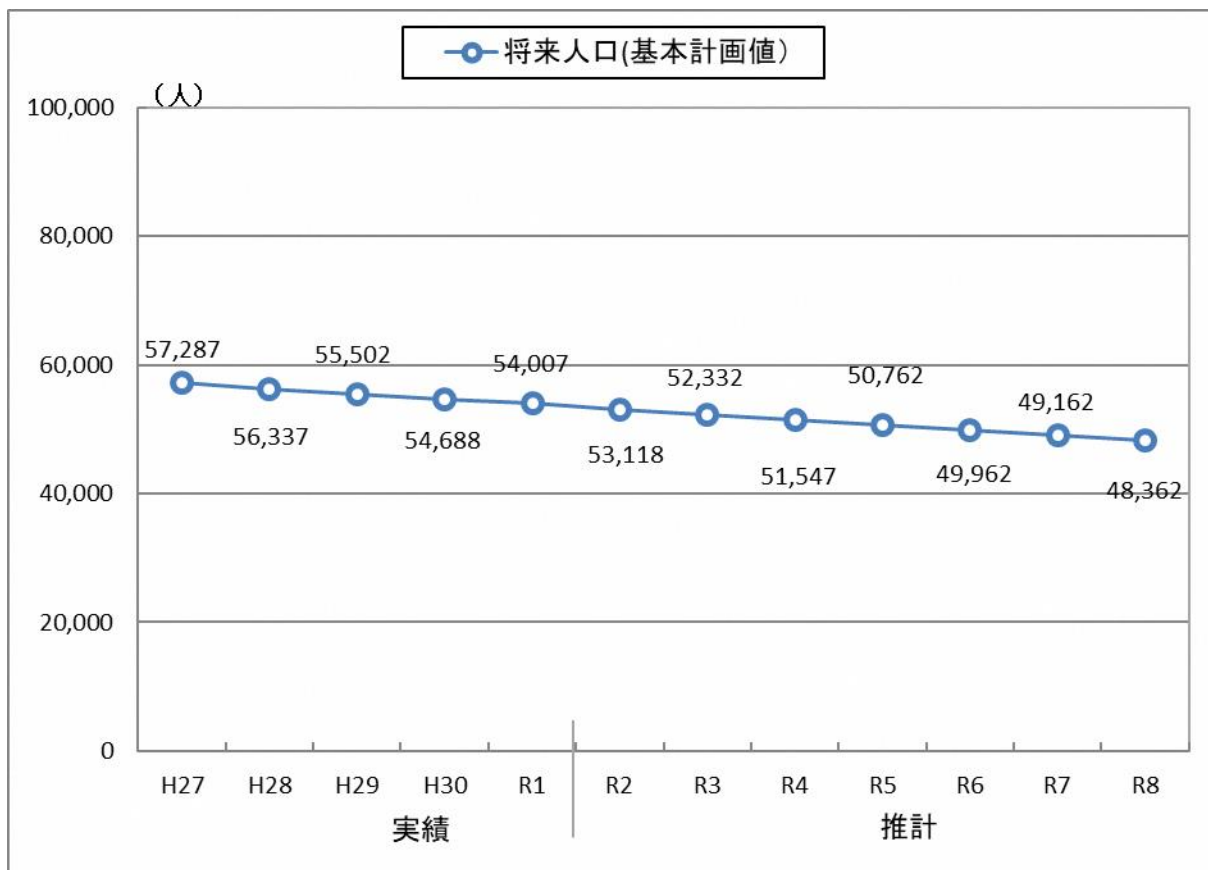


図1 人口の推移

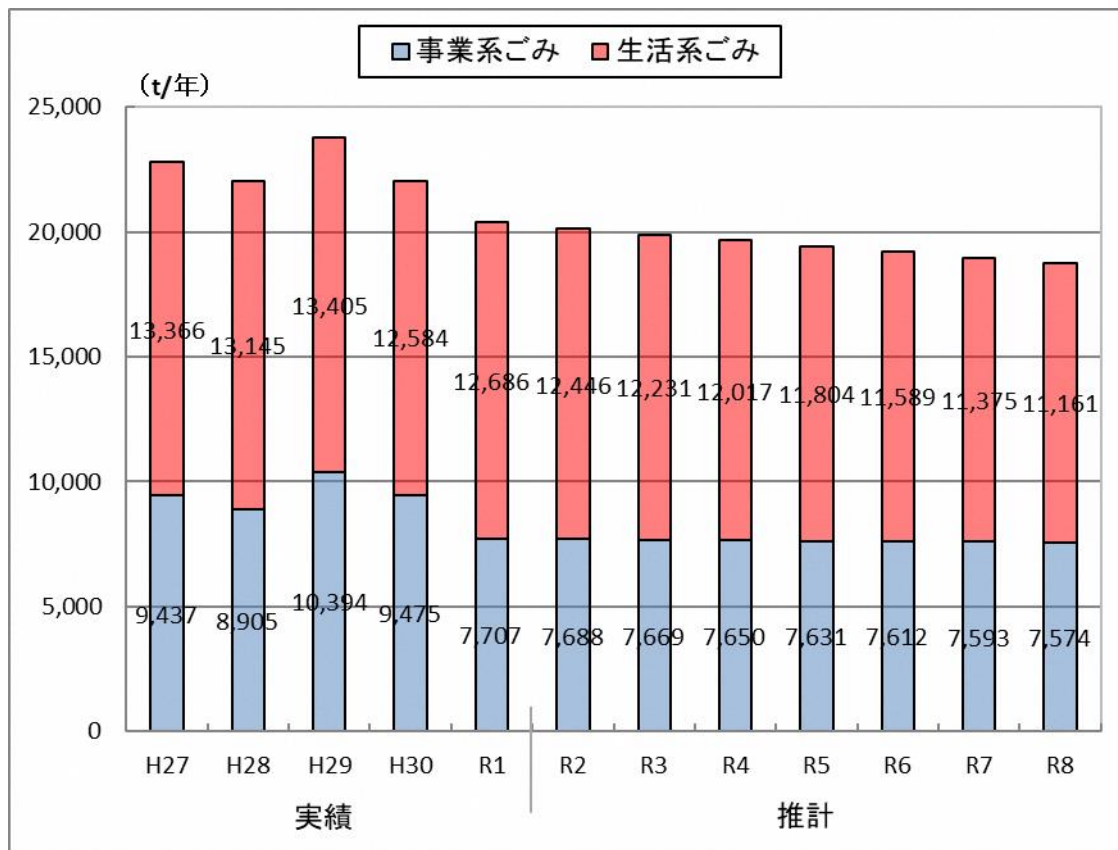


図2 ごみ量の推移

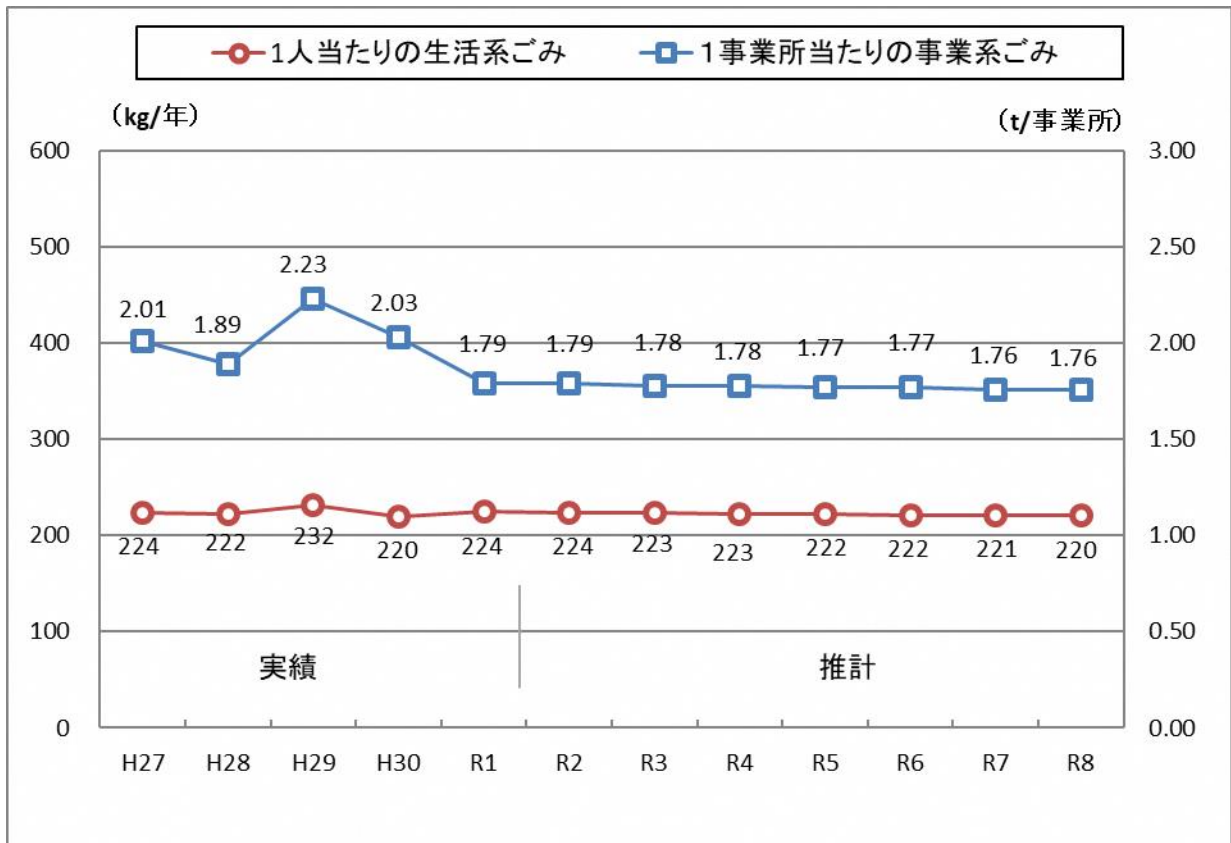


図3 1人当たりの生活系ごみ量及び1事業所当たりの事業系ごみ量の推移
 ※資源ごみは除く

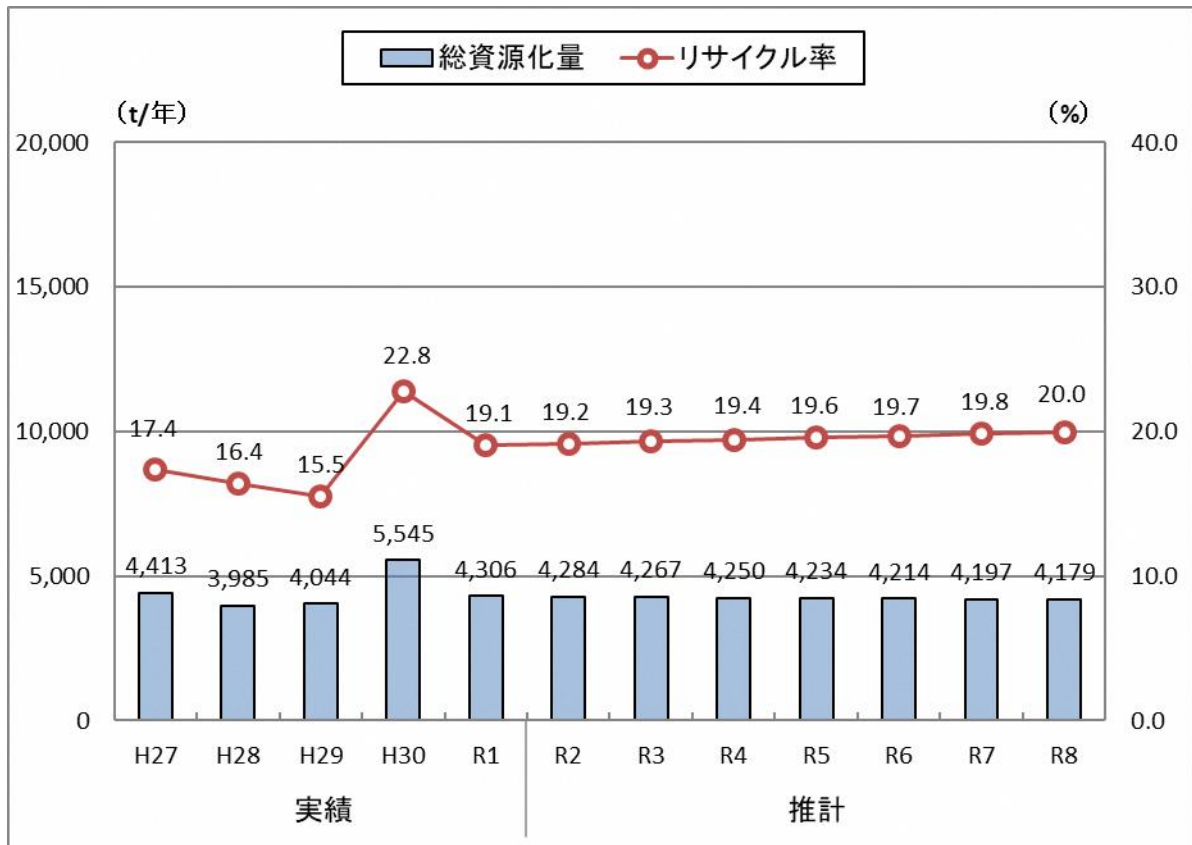


図4 総資源化量とリサイクル率の推移

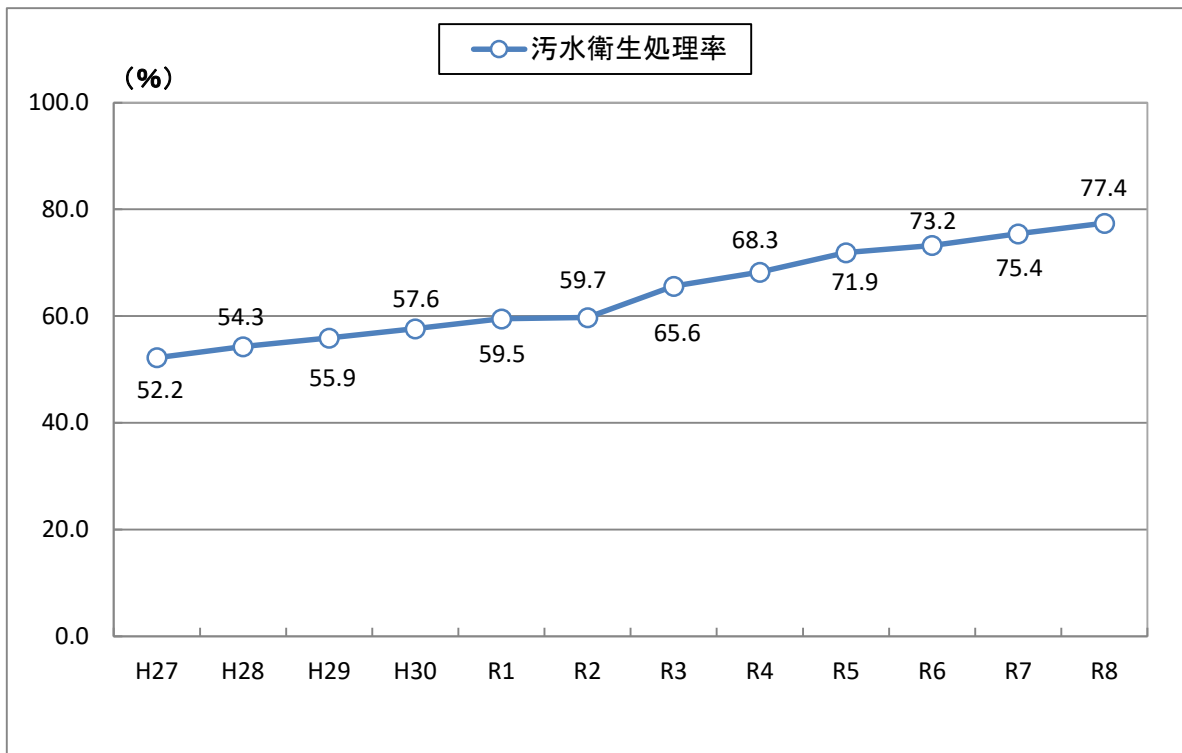


図5 汚水衛生処理率の推移

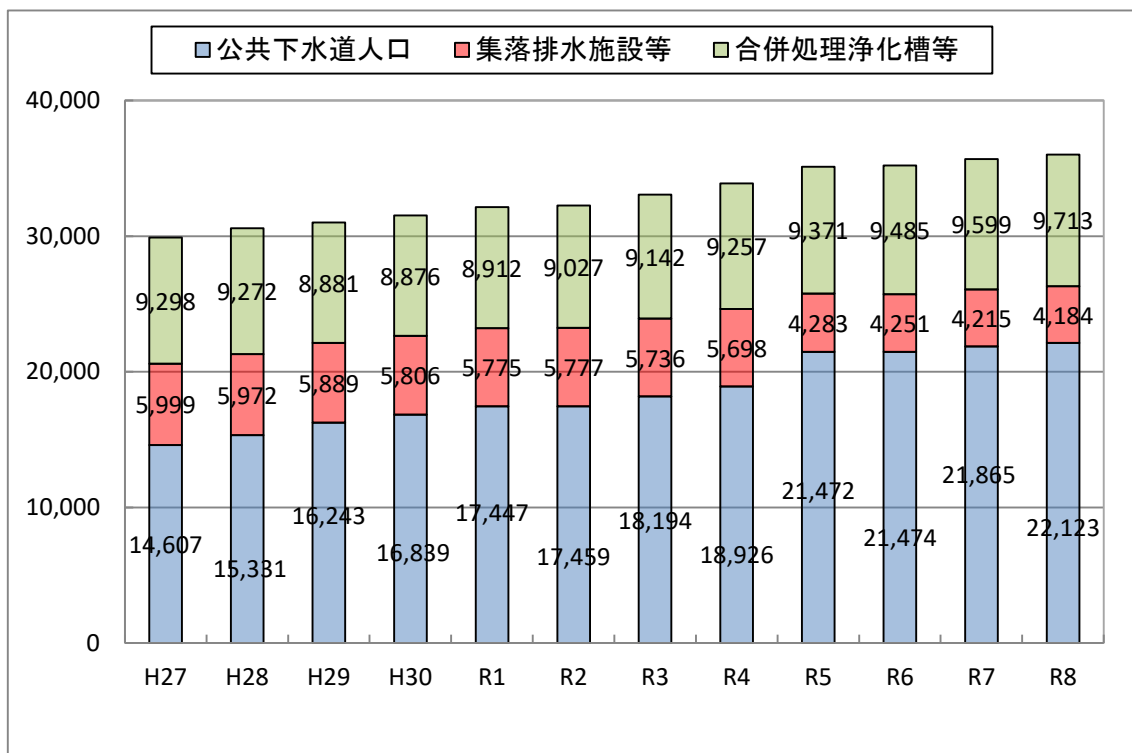
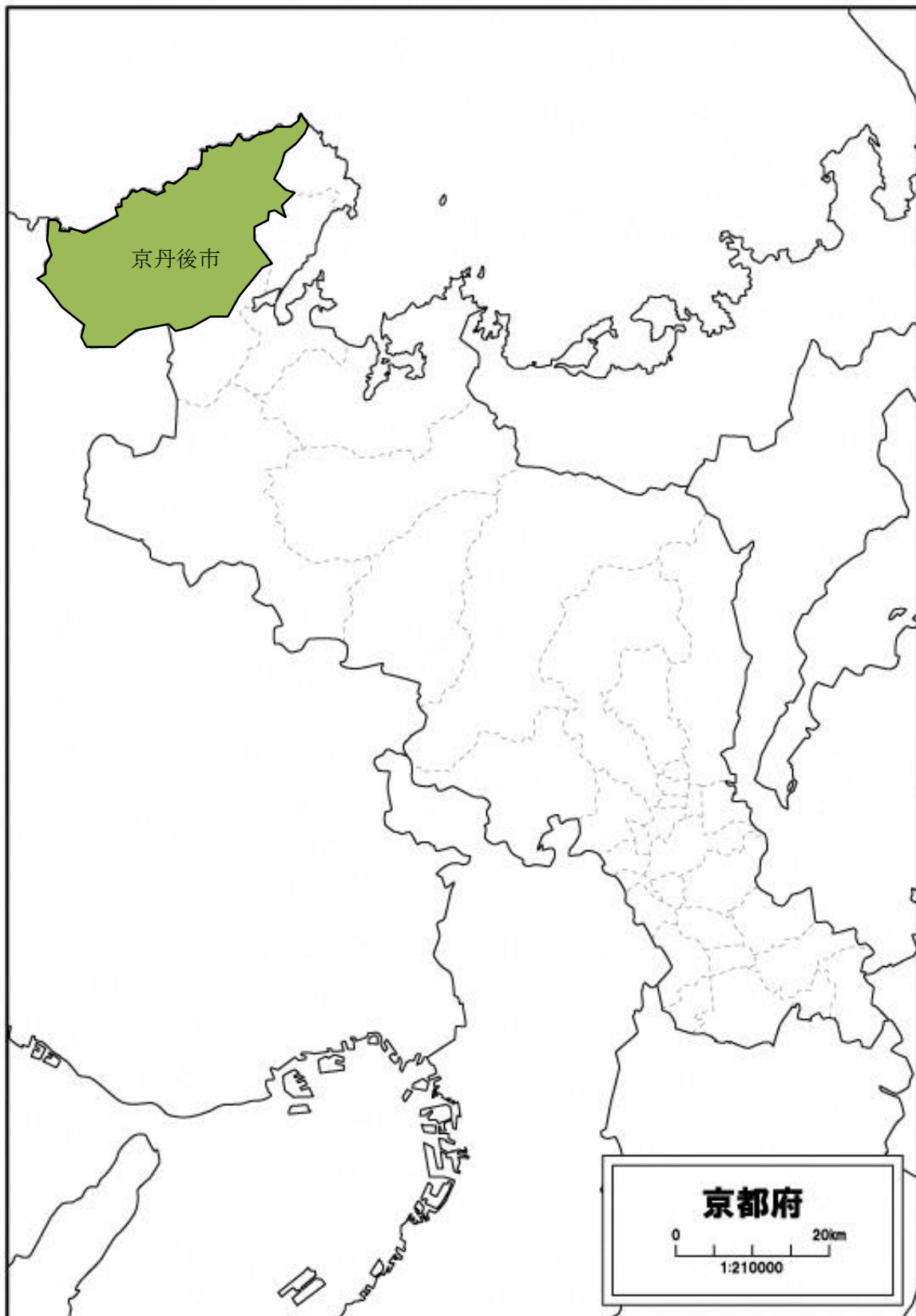


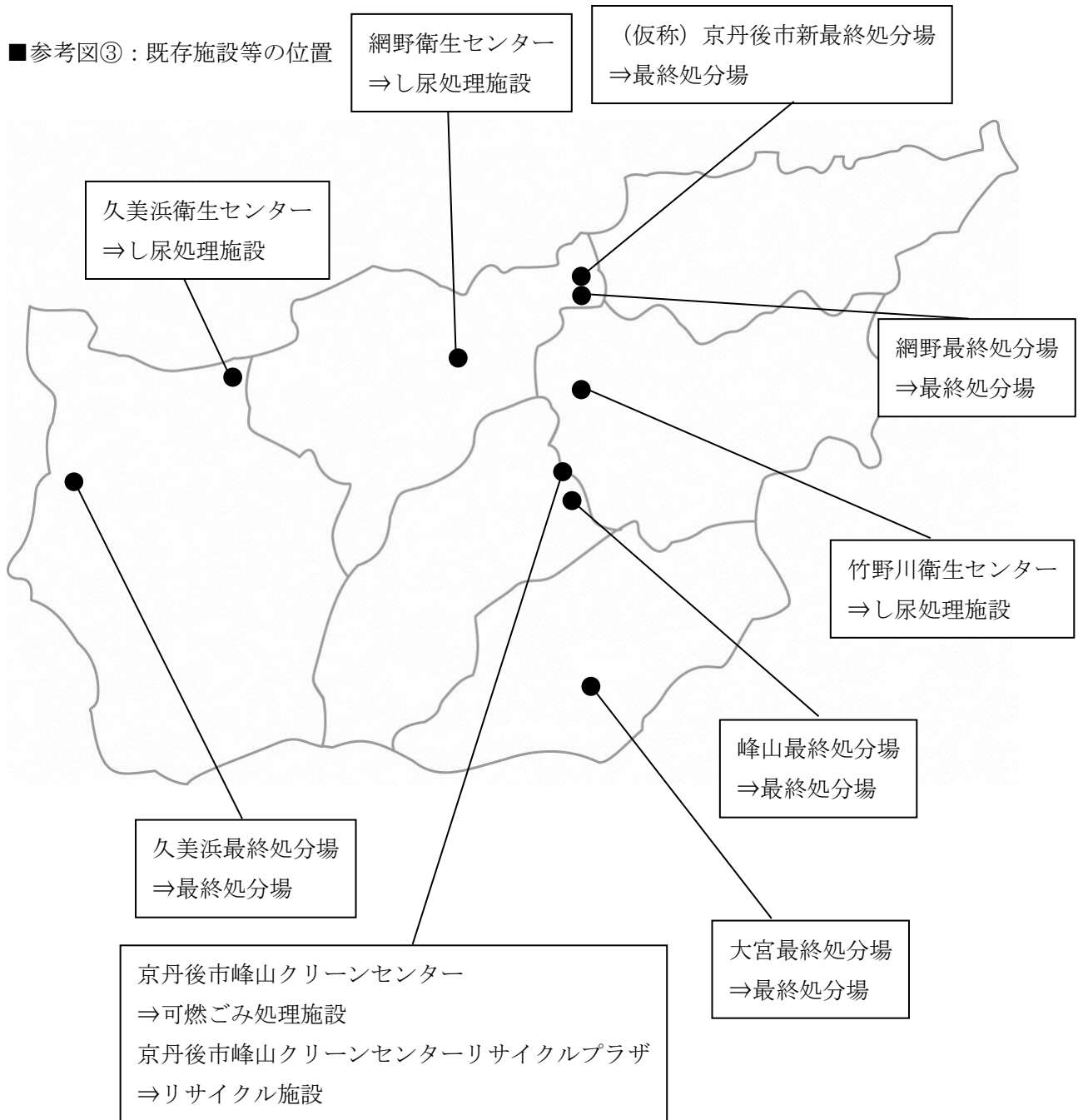
図6 生活排水処理人口の推移

■参考図②：対象地域



出典：京都府の白地図，都道府県コード 26
http://technocco.jp/n_map/0260kyoto.html

■参考図③：既存施設等の位置



■参考図④：現有処理施設の概要

【可燃ごみ処理施設】

施設名称	京丹後市峰山クリーンセンター
所在地	京都府 京丹後市 峰山町内記908
処理能力	63t/日（（21t/日×2炉交互運転）+（21t/日×2炉））
竣工年月	平成9年3月
	（増設）平成14年3月 （改良）令和2年3月
焼却方式	全連続燃焼式焼却炉

【リサイクル施設】

施設名称	峰山クリーンセンターリサイクルプラザ
所在地	京都府 京丹後市 峰山町内記908
処理能力	6.7t/日（6.7t/5h）
竣工年月	平成14年3月

【最終処分場】

施設名称	峰山最終処分場
所在地	京丹後市峰山町内記800番地
埋立面積	10,000m ²
埋立容量	43,000m ²
埋立期間	平成13年4月～令和5年3月
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣

施設名称	大宮最終処分場
所在地	京丹後市大宮町三坂5番地の1
埋立面積	11,700m ²
埋立容量	86,300m ²
埋立期間	昭和58年～令和5年3月
埋立対象物	不燃ごみ

施設名称	網野最終処分場
所在地	京丹後市網野町三津378番地の1
埋立面積	12,000m ²
埋立容量	75,000m ²
埋立期間	平成14年4月～令和3年3月
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣

施設名称	久美浜最終処分場
所在地	京丹後市久美浜町98番地の1
埋立面積	3,250m ²
埋立容量	24,800m ²
埋立期間	平成17年4月～令和7年3月
埋立対象物	不燃ごみ、焼却残渣

【し尿処理施設】

施設名称	網野衛生センター
所在地	京丹後市網野町高橋524番地
処理能力	36k1/日（し尿34.4k1/日、浄化槽汚泥1.6k1/日）
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理
竣工年月	昭和62年3月

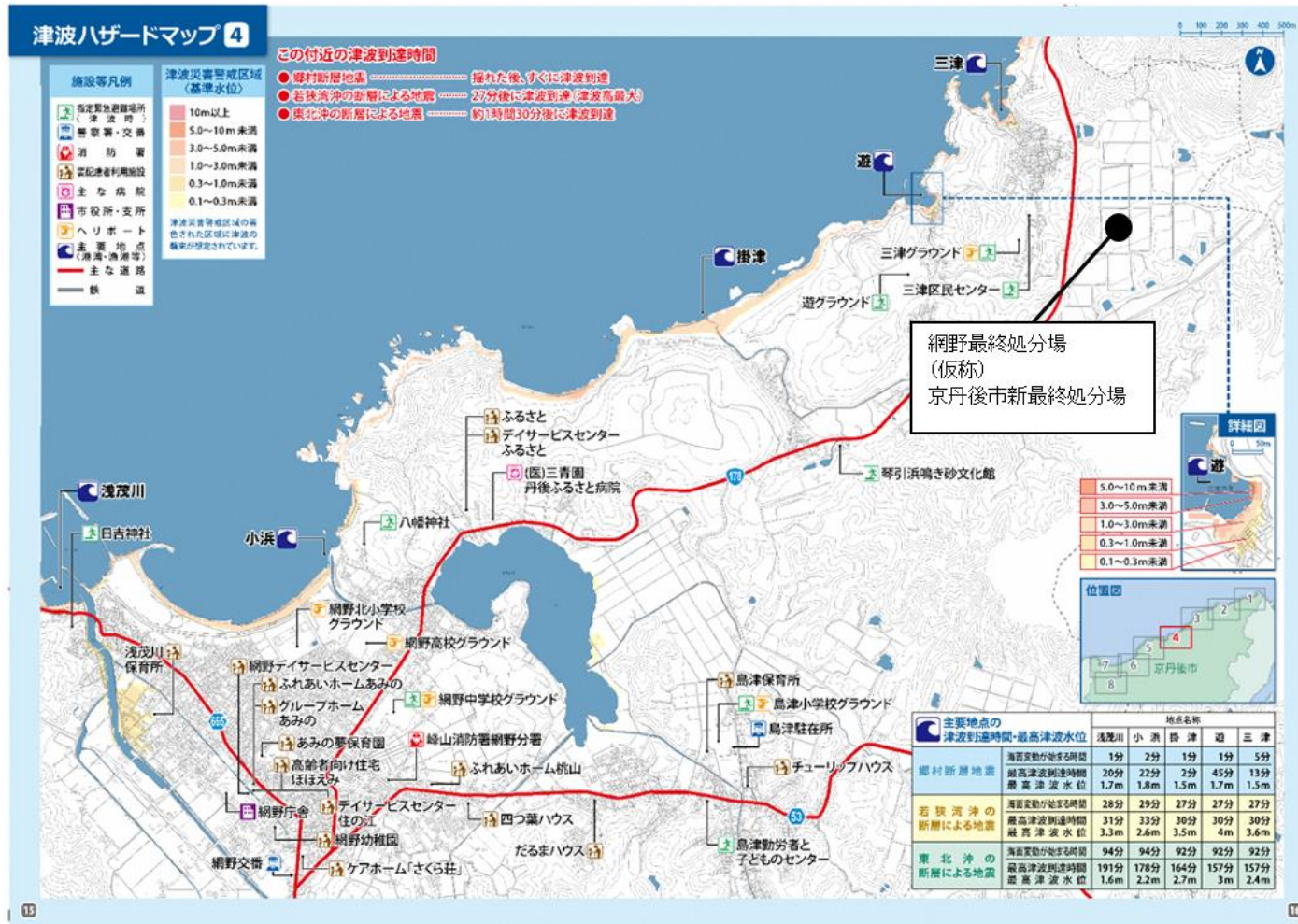
施設名称	竹野川衛生センター
所在地	京丹後市弥生町和田野38番地の1
処理能力	70k1/日（し尿63k1/日、浄化槽汚泥7k1/日）
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理
竣工年月	平成11年3月

施設名称	久美浜衛生センター
所在地	京丹後市久美浜町湊宮468番地の252
処理能力	25k1/日（し尿23.125k1/日、浄化槽汚泥1.875k1/日）
処理方式	低希釈二段活性汚泥処理＋高度処理
竣工年月	平成元年3月

参考图⑤：生活排水处理計画区

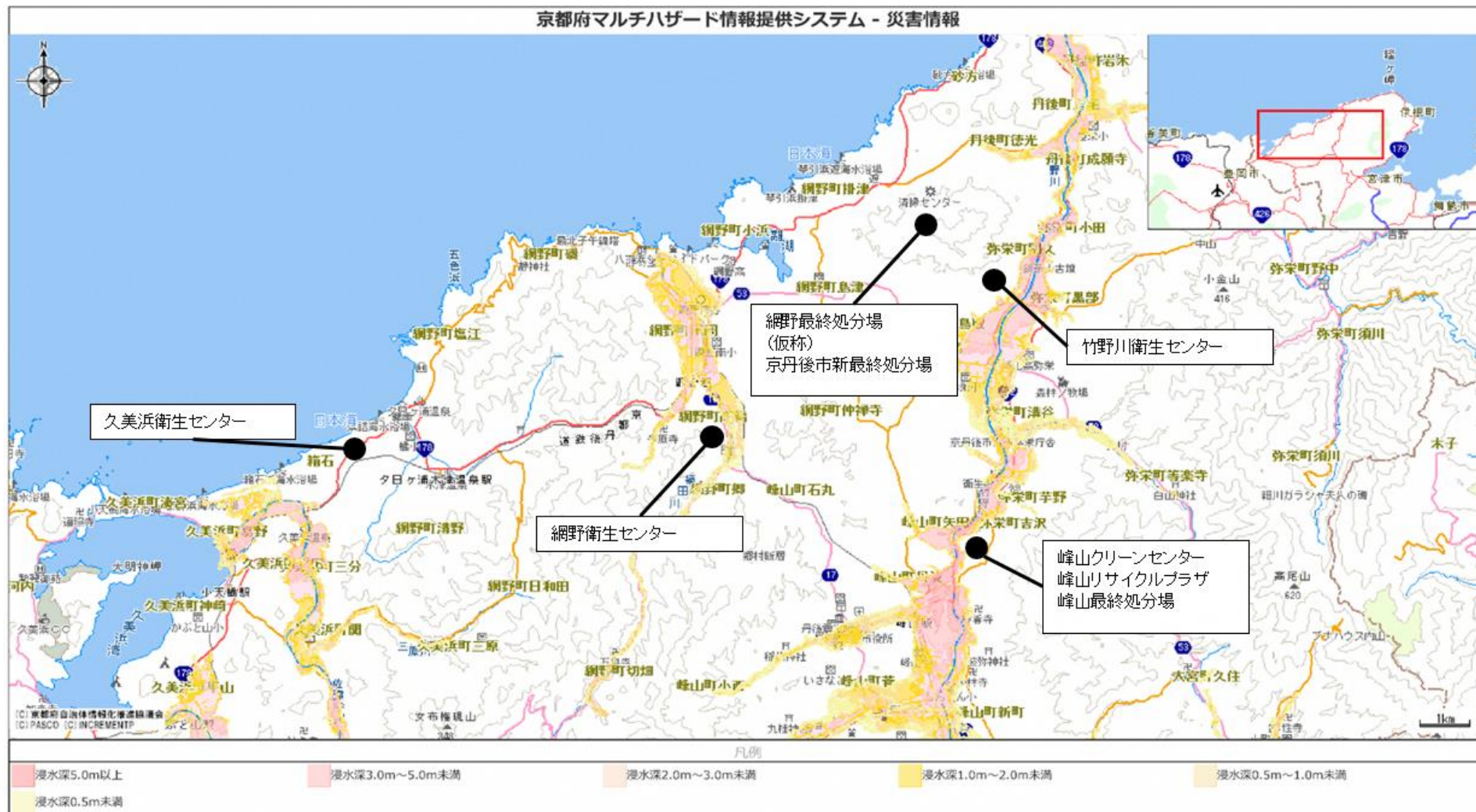


参考図⑥：廃棄物処理施設所在地域のハザードマップ
 (関係廃棄物処理施設は浸水想定区域外)



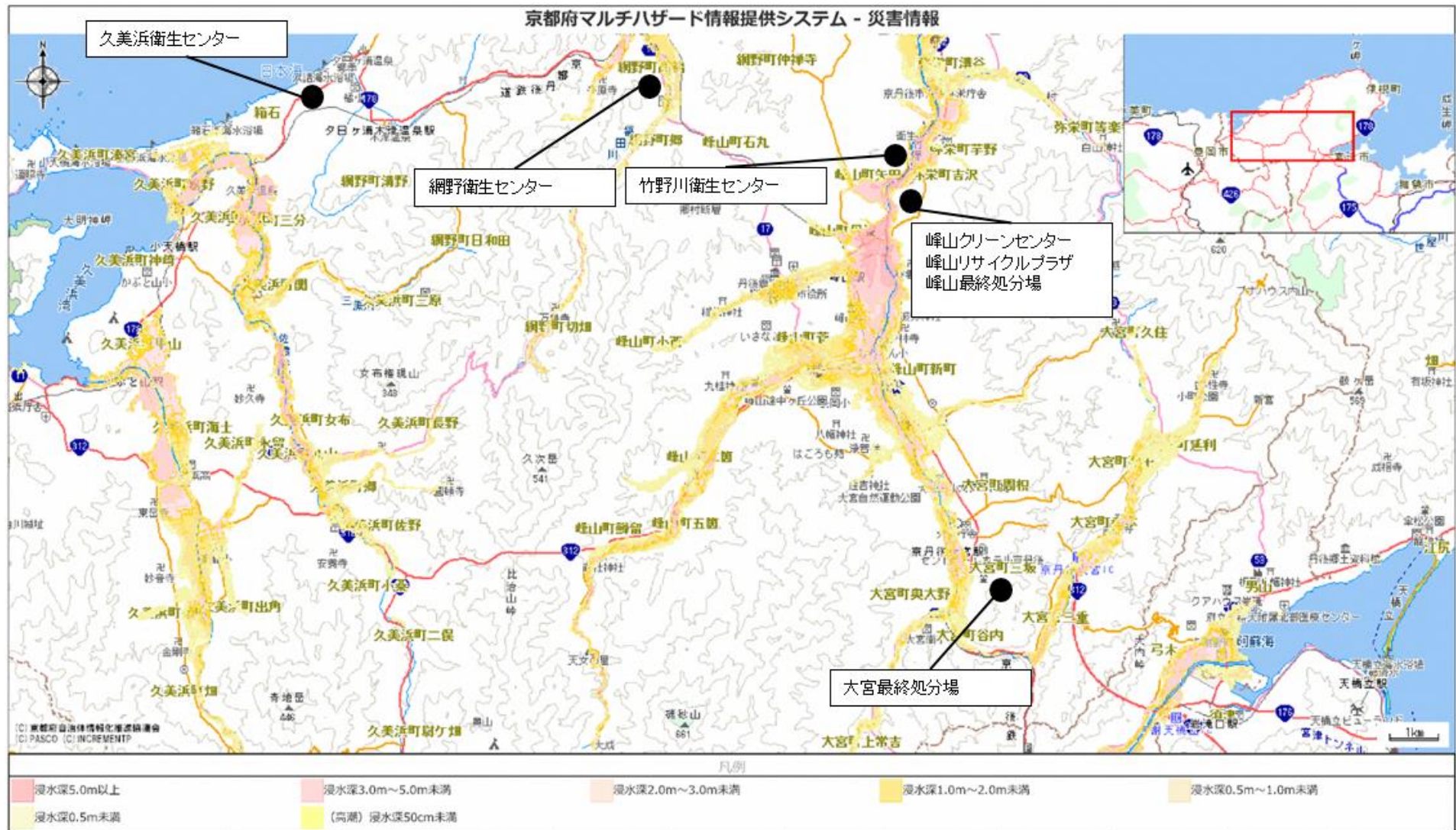
京丹後市津波ハザードマップ

出典：京丹後市地震・津波ハザードマップ



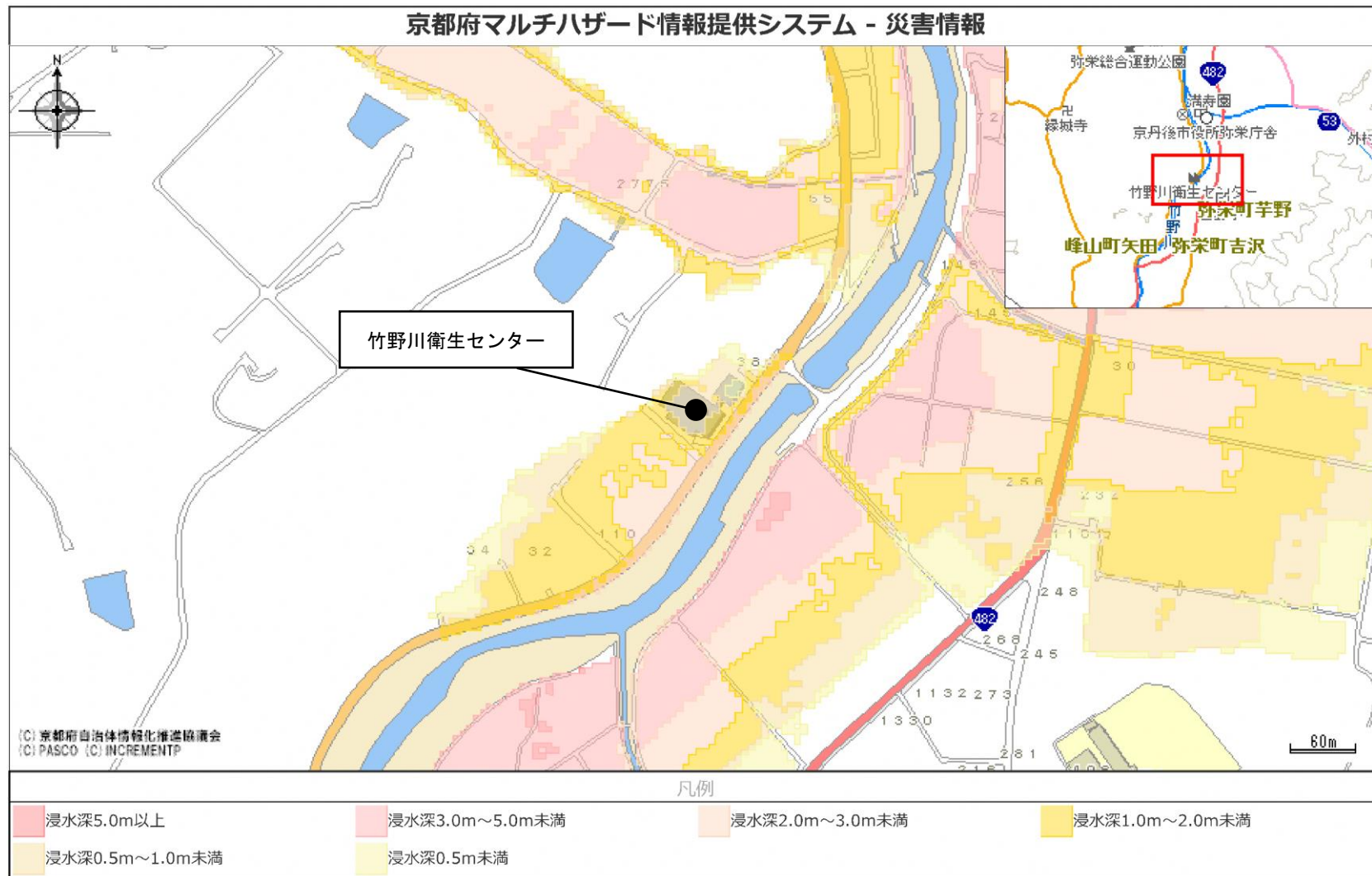
京丹後市水害と高潮ハザードマップ①

出典：京都府マルチハザード情報提供システム



京丹後市水害と高潮ハザードマップ②

出典：京都府マルチハザード情報提供システム



京丹后市水害と高潮ハザードマップ③

出典：京都府マルチハザード情報提供システム